

と き 令和5年7月24日

ところ 国保連合会10階A会議室

令和5年度

第1回

理事会

議事録

令和5年度第1回理事会
役員定数 30名【理事22名 監事4名 欠員4名】

- 1 開催日時 令和5年7月24日(月)
開会 午後1時56分
閉会 午後2時59分
- 2 開催会場 本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人 議長 佐藤 広
理事 渋谷 正昭
- 4 出席者 理事 21名(本人7名、書面出席14名)
監事 3名(本人2名、監事代理1名)

特別区代表

山本 理事(中央区長) 書面出席 井山 保険年金課副参事
武井 副理事長(港区長) 書面出席 安達 国保年金課事業係長
長谷部 理事(渋谷区長) 書面出席
坂本 理事(板橋区長) 書面出席 浅賀 国保年金課長
近藤 理事(足立区長) 書面出席 渡邊 国民健康保険課長

市町村代表

石森 理事(八王子市長) 書面出席 横溝 保険年金課長
浜中 理事(青梅市長) 書面出席 丹野 保険年金課長
高野 理事(府中市市長) 書面出席 相馬 保険年金課長
池澤 理事(西東京市長) 書面出席 高田 保険年金課長
加藤 副理事長(福生市長) 書面出席 奥富 保険年金課長
山崎 理事(武蔵村山市市長) 書面出席 並木 保険年金課長
渋谷 理事(小笠原村長)

国民健康保険組合代表

安部 理事(東京料理飲食国民健康保険組合理事長)
書面出席 大池 専務理事
鵜飼 副理事長(東京食品販売国民健康保険組合理事長)
伊東 理事(東京都弁護士国民健康保険組合副理事長)
書面出席 矢嶋 事務局長
蓮沼 理事(東京都医師国民健康保険組合常務理事)
渡辺 理事(東京建設職能国民健康保険組合理事長)
書面出席

学識経験者

佐藤 理事長
桃原 専務理事
水田 常務理事
入澤 理事(公益財団法人特別区協議会常務理事)

監事

田村 監事(日の出町長) 監事代理 池田 町民課長
伊賀 監事(東京都薬剤師国民健康保険組合理事長)
松永 常勤監事

- 5 欠 席 者 理 事 1名 監 事 1名
 依 田 理 事 (全国土木建築国民健康保険組合専務理事)
 酒 井 監 事 (中 野 区 長)

- 6 欠 員 理 事 4名

理 事 出 欠 表

出席者	本 人		7
	書 面	持 参	1 2
		郵 送	2
計 (ア)			2 1
欠 席 者			1
合 計 (イ)			2 2
出 席 率 (ア) / (イ)			9 6%
欠 員			4

目 次

	ページ
1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議事録署名人指名	2
4. 議 事	
報告事項	
1 監事の監査について	2
2 理事の専決処分について	3
3 東京都国民健康保険団体連合会第3次経営計画について	4
4 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について	5
議決事項	
1 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会事業報告について	6
2 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算について	6
3 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出決算について	6
4 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6
5 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6
6 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出決算について	6
7 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施術料等支払代行業務特別会計歳入歳出決算について	6
8 令和4年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算について	6

9	令和4年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算について	6
10	令和4年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特別会計歳入歳出決算について	6
11	令和4年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別会計歳入歳出決算について	6
12	令和5年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について	14
13	診療報酬等請求事件（令和元年（ワ）第11623号）に係る和解について	15
14	東京都国民健康保険団体連合会役員を選任について	17
15	通常総会の招集について	17
5. 閉	会	19

開 会（午後 1 時56分～）

○事務局 お待たせいたしました。定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから令和 5 年度第 1 回理事会を開催いたします。

はじめに、本日の出席状況でございます。書面による参加を含めまして、理事21名の御出席を得ており、規約第36条の規定による定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本年 2 月の総会で新たに役員となられた方を御紹介申し上げます。

監事として、東京都薬剤師国民健康保険組合理事長・伊賀光政様でございます。

○国民健康保険組合監事 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日の理事会では、事務局からの説明も含めまして今後の発言は着座で行わせていただきますので、御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、理事長から御挨拶をいただき、引き続き議事進行につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様方には、御多用の中、本理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本会の事業運営に対しまして御理解、御協力を賜っておりますことを心から感謝申し上げます。

はじめに、本会をめぐる諸情勢につきまして若干述べさせていただきます。5月に成立いたしました健康保険法の改正では、国保連合会が担うべき業務として、医療費適正化のための情報の収集、分析、その結果の活用促進が追加されました。レセプト等の分析を通じた医療費適正化についても明記されたところでございます。本会といたしましても、基幹業務でありますレセプトの審査支払業務の一層の質的向上を図るなど、具体的な取組を進めていく必要があるものと考えております。

本日は、令和 4 年度の事業報告及び決算等を御審議いただくわけではございますが、昨年度の本会の主な事業といたしまして、国のデータヘルズ改革におけます基盤整備に位置づけられました審査支払機能に関する改革行程表に沿いまして、都道府県間の審査基準の整

合性を図りますとともに、支払基金と国保側のシステムの共同開発、共同利用に関する取組を順次進めてきております。加えまして、これらの取組を踏まえまして、令和6年の次期国保総合システムへの移行切替に向けた準備につきましても着実に進めてきたところでございます。

また、第3次経営計画につきましては、第3期実施計画の目標達成に向けまして、各部、各課におきまして業務の効率化など、改善に取り組んだところでございます。

その他、各種事業につきましては、後ほど事務局から御説明を申し上げますが、本日の理事会での提案案件につきましては、十分な御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、規約に従いまして、私が議事を進行させていただきます。

議事録署名人指名

○理事長 はじめに、本理事会の議事録についてですが、規約第37条に基づきまして、議事録を作成することとなっておりますので、私から議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人には、小笠原村長の渋谷正昭様をお願いいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 事

○理事長 それでは、早速、議事に入ります。恐れ入りますが、お手元の議案書2-1の目次をお開き願いたいと思います。

御覧のとおり、報告事項は監事の監査について外3件、議決事項は令和4年度事業報告についてから、通常総会の招集についてまで15件の議題につきまして御審議をいただきます。

それでは、報告事項から議事を進めてまいります。はじめに、報告事項1、監事の監査についてを議題といたします。

本件につきましては、去る7月6日に令和4年度決算に係ります監事監査が行われまし

たので、その結果を御報告いただくものでございます。

それでは、常勤監事から御報告をお願いいたします。

○常勤監事 それでは、私から、最終的に令和5年7月6日に実施いたしました監査について御報告申し上げます。恐れ入りますが、議案書の2―1の3ページを御覧いただきたいと存じます。

令和4年度東京都国民健康保険団体連合会の活動について、本会規約第42条に基づき、事業報告書、財産目録、収支決算書及びそれらを補足する資料に基づき監査を行ったところ、単式簿記、現金主義に基づく会計基準及び本会で定めている規程等並びに国等が示しているその運用方法にのっとり、財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理は、適正に管理執行されていることを認めましたので、御報告いたします。

以上でございます。

○理事長 ありがとうございます。ただいまの報告につきましての御質疑は、後ほど審議いただきます令和4年度事業報告及び各会計決算の際に併せてお願いしたいと存じます。

続きまして、報告事項2、理事の専決処分についてを議題といたします。

本件につきましては、急施を要し、理事会を開催するいとまがなかったため、専決処分した事項につきまして御報告するものでございます。

事務局から報告いたします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2―1、1ページをお願い申し上げます。報告事項2、理事の専決処分についてでございます。おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。

国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により、令和5年4月21日に理事長の専決処分とさせていただきますので、御報告申し上げます。

予算補正の趣旨でございます。本会は、区市町村事務の負担軽減の観点から、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種費用等の請求支払事務を実施してまいりました。ワクチンの接種期間は本年3月31日までとされていたところですが、重症化予防等の観点から、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、同期間を令和6年3月31日まで延長することが決定され、厚生労働省からの協力要請により、ワクチン接種費用の請求支払事務を引き続き連合会が実施することとされたことから、当該事務に係る費用及び医療機関等に支払うワクチン接種費用を計上するため、令和5年度予算の補正を行ったものでございます。

9ページの業務勘定の事項別明細書を御覧願います。左側の歳入です。8款、事務費、1項10目、新型コロナウイルスワクチン接種事務費、補正額5億400万円、事務経費に係る事務費の受入れです。

次に、右側の歳出です。1款、総務費、3項4目、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、補正額は歳入と同額の5億400万円、ワクチン接種費用の支払事務に係る業務委託費等でございます。

次に、13ページの抗体検査等費用に関する支払勘定の事項別明細書を御覧願います。左側の歳入です。1款、抗体検査等費用受入金、1項2目、新型コロナウイルスワクチン接種費用受入金、補正額45億3,600万円、ワクチン接種費用の受入れです。

次に、右側の歳出です。1款、抗体検査等費用支出金、1項2目、新型コロナウイルスワクチン接種費用支出金、補正額は歳入と同額の45億3,600万円、ワクチン接種等費用の医療機関等へ支出する額です。

以上で専決処分の報告を終わります。

○理事長 事務局の報告が終わりました。御意見、御質疑がございましたらお願いいたします。御質問等ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

特にございませんようなので、御了承いただきたいと存じます。

続きまして、報告事項3、第3次経営計画についてを議題といたします。

本件につきましては、令和4年度の第3次経営計画の取組について御報告するものでございます。

それでは、事務局から報告いたします。

○常務理事 常務理事でございます。

報告事項3、第3次経営計画についてです。お手元の資料1、第3次経営計画令和4年度実績報告及び別紙総括概要をお願いいたします。

第3次経営計画における第3期実施計画の2年目に当たる令和4年度の執行状況については、各計画の進捗管理を行う内部会議を定期的で開催するとともに、去る6月30日には、外部の有識者で構成する経営評価委員会を開催し、客観的な評価や助言をいただきました。それらの内容をお手元の第3次経営計画令和4年度実績報告及び総括概要にまとめましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

また、御承知のとおり、現在、国においては医療DXをはじめデジタル技術の活用によ

様々な改革を急速に進めており、保険者や本会を取り巻く環境が大きく変化してきております。そのため、この変化に対応した新たな経営計画を現在検討しているところでございます。

計画の策定に当たりましては、保険者様からの御意見も募集し、内容に反映させていただきたいと考えておりますので、その際には御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○理事長 事務局からの報告が終わりました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。特にないようですので、御了承いただきたいと思います。

続きまして、報告事項4、東京ほけんサポートセンターの状況についてを議題といたします。

本件につきましては、令和4年度の事業状況や決算等につきまして御報告するものでございます。

それでは、事務局から報告いたします。

○常務理事 一般社団法人東京ほけんサポートセンターの状況について報告申し上げます。

東京ほけんサポートセンターについては、多様化する保険者、広域連合等、関係団体のニーズを見据え、必要とされます事務事業を効率的に実施しつつ、組織の肥大化を避ける観点から平成20年3月に設立いたしました。

保険者の皆様に設立の報告を行った際に、今後、運営状況や決算については、本会の基幹会議に報告することとしております。

それでは、お手元の資料2-1をお願いいたします。令和4年度の事業報告でございます。

項番1、法人の運営については、社員総会を1回、理事会を5回、監事監査を2回開催いたしました。また、毎月出納検査を実施しております。

次に、項番2、レセプト点検事業ですが、(1)後期高齢者医療分については、資格点検で年間約130億円、内容点検で約10億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

(2)国保分の内容点検では、年間約5億円を医療機関との間で過誤調整いたしました。

次に、項番3、特定健診の電子化事業以降については、保険者様や都内の地区医師会などから受託し、項番4の妊婦乳児健康診査申請書に係る事業と項番5の風しん対策受診票

等に係る事業につきましても、御覧のとおりそれぞれの処理を実施いたしました。

続きまして、資料2-2をお願いいたします。こちらは、去る5月25日開催のサポートセンターの第22回社員総会議案の抜粋です。こちらにより決算状況を説明申し上げます。

はじめに、左側の令和4年度末の貸借対照表です。資産の部、資産合計4億7,518万5,616円、負債の部、負債合計3,919万4,964円、純資産の部、純資産合計で4億3,599万652円となり、借方、貸方のそれぞれの合計は4億7,518万5,616円となります。

続きまして、中ほどの損益計算書です。まず売上高ですが、特定健診の電子化手数料、点検業務受託料等の合計で売上総利益金額は5億9,866万3,777円となります。

次に、販売費及び一般管理費は、人件費、経費の合計で5億4,272万7,147円となり、差引き5,593万6,630円の営業利益金額に営業外収益、公課費を加減算いたしました当期純利益金額は、最下段ですが、3,621万5,608円となっております。

右側の純資産変動計算書につきましては、後ほど御覧願います。

以上で説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。何か御質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。特にございませんようですので、御了承いただきたいと存じます。

次に、議決事項に移らせていただきます。議決事項1から11までですが、これらは事業報告と各会計決算でございまして、それぞれ関連がございますので、一括して議題に供したいと存じます。

事務局から説明をお願いいたします。

○常務理事 議案書2-1を少しめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。議決事項1、令和4年度本会事業報告についてから、次のページ、議決事項11、令和4年度本会退職金特別会計歳入歳出決算につきましては、別冊2-2のとおり定め、総会に提案いたしたい。

それでは、別冊2-2、厚いほうの議案書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。限られた時間でございますので、概略の説明となりますが、よろしく願い申し上げます。

令和4年度本会事業報告です。I、運営報告ですが、冒頭の理事長の挨拶と重複いたし

ますので、後ほど御確認いただき、2ページのⅡ、事業報告です。

第1、総会及び役員会の開催では、1の総会は2回開催し、2、役員会の(1)理事会等のア、理事会を3回開催し、また、3ページ、イの事業計画及び予算に関する委員会を2回開催、(2)の監事監査が2回実施されました。

次に、第2、国保制度の改善と財政強化のための活動では、国及び東京都等に対し要請を行いました。

次に、4ページをお願いいたします。第3、「国保事業充実強化推進運動」の支援では、1の保険料(税)収納率向上対策事業以下、5ページにかけまして、2の医療費適正化に関する講習会等を開催いたしました。

第4、保険者等との連絡、調整では、1の各種連絡協議会への参加等のほか、次の6ページの最下段、(5)国保講演会までについて実施いたしました。

次に、7ページをお願いいたします。第5、保健事業では、1の保険者等が行う保健事業への支援から、少しめくっていただきまして、10ページの6、東京都在宅保健師の会の運営まで、記載のとおり各種講演会の開催や情報提供などを行いました。

次に、11ページをお願いいたします。第6、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業では、1のデータ管理及び費用決済に係る事務から、12ページの3、法定報告情報の作成までを実施いたしました。

第7、調査事業では、1の各種資料の作成、提供のほか、次の13ページ、2に記載の東京都国保ハンドブックを発行いたしました。

第8、広報活動では、1の機関誌「東京の国保」の発行をはじめ、次の14ページ5のホームページの運営及び公式ツイッターの開設では、迅速な情報提供を行うための広報ツールとして、公式ツイッターを令和4年6月に開設し、ポスターやラジオCMによるPR等について掲載いたしました。

第9、医療保険に関する事業の1、診療報酬等審査支払事業では、保険者、広域連合から国保、後期高齢者医療の審査支払に係る業務を受託し、適正、迅速な事務処理に努めるとともに、電子レセプト請求に適切に対応するため、国保中央会と連携し、システムの安定運用を図りました。

(1)の審査委員会の運営では、次の15ページのア、医科部会、歯科部会合わせまして249人の審査委員により原則、毎月18日から24日までの会期で開催いたしました。

イの審査付議件数は、国保が月平均の合計で約435万件、前年度比100.2%、後期高齢者

医療は、月平均の合計で約446万件、前年度比104.8%でございます。

以下、18ページ上段まで、診療報酬等に係る審査関係数値でございます。後ほど御覧願います。

18ページ(2)審査の充実・強化では、審査を効率的、効果的に進めるため、ICTの活用と審査事務共助の一層の強化を図りました。アの審査・審査事務共助の充実及び強化では、都道府県の審査基準における重複や整合性を整理するとともに、全国統一のコンピュータチェック共通項目の設定を令和4年10月に完了し、さらなる審査の充実強化を図り、効率的な事務処理に努めました。

イの職員研修の充実では、研修会の実施により専門知識の向上に努めました。

以下、21ページまで審査関係数値でございます。後ほど御覧願います。

次に、22ページをお願いいたします。項番2、療養費等審査事務では、(1)柔道整復療養費及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費審査委員会を毎月1回開催いたしました。

以下、23ページまで審査関係数値でございます。後ほど御覧願います。

次に、24ページをお願いいたします。上段の3、保険者レセプト管理事務については、国保、後期の受託状況は御覧のとおりとなっております。

次に、第10、国保保険者からの事務受託の1、共同電算処理事業は、アからコまでの事務を実施いたしました。

2、オンライン資格確認等システムによる電子資格確認等事務は、保険者から電子資格確認等事務を受託し、資格情報の連携やオンライン資格確認等システムで管理する資格情報に基づき、レセプトの振替、分割処理を行うなど、同システムと国保総合システム等との連携を行いました。

続きまして、25ページの3、第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務から、27ページの項番10の海外療養費調査事務等まで、それぞれ実施いたしました。

第11、国保保険者標準事務処理システムの運用管理の1、国保事業費納付金等算定標準システムの運用管理、2の国保情報集約システムの運用管理では、区市町村から当該システムの運用管理業務を受託し、各区市町村が保有する資格情報の集約及び医療保険者等向け中間サーバーへの連携業務や、区市町村間転居における高額療養費の該当回数を通算する管理業務を的確に実施いたしました。

次に、28ページをお願いいたします。第12、東京都後期高齢者医療広域連合からの事務

受託では、1の広域連合電算処理システムの運用及び基盤管理から、30ページの項番9、後発医薬品利用差額通知データ作成事務まで、それぞれ記載の事務を受託し、実施いたしました。

続きまして、第13、介護保険に関する事業の1、介護給付費等審査支払事業等では、適正、円滑な審査支払業務を行いました。

(1)介護給付費等審査委員会の運営では、毎月1回開催のほか、介護医療部会、審査部会を会期外に各1回開催いたしました。次の31ページをお願いいたします。審査委員数は18人、審査付議件数は月平均約153万件、前年度比103.4%となっております。

(2)介護給付費等の支払から、32ページにかけまして、審査支払関連の数値を掲載しております。後ほど御覧願います。

32ページの(3)介護給付適正化対策事業支援では、保険者に対し、本会が保有する給付実績情報等を活用したアから、次の33ページのエに記載の取組を支援いたしました。

(4)要介護認定等情報経由業務では、本会の給付費明細書情報と保険者の要介護認定等の情報を中央会経由にて、厚労省へ報告いたしました。

33ページの2、保険者事務共同処理事業では、(1)共同電算処理事業から、次の34ページの(3)第三者行為に起因する損害賠償請求収納事務まで、保険者が行う事務のうち共同して処理することが効率的な事務を受託して実施いたしました。

項番3、苦情処理業務の(1)事業者が行う介護サービスに関する調査、指導及び助言では、弁護士や医師等で構成する苦情処理委員会に教示を求め、事業者への指導、助言を行いました。

(2)苦情処理に係る介護保険者及び東京都への支援業務では、アから、次の35ページのウまでを実施いたしました。

項番4、介護保険事業の円滑な運営に資する業務では、(1)「介護サービス苦情相談白書」の作成及びホームページへの掲載から、次の36ページの(5)第三者行為損害賠償請求事務講習会の開催までを実施いたしました。

続きまして、第14、障害者総合支援給付等に関する事業を円滑に実施いたしました。

少しめくっていただきまして、次に40ページをお願いいたします。第17、風しん追加的対策に係る抗体検査費用等の請求支払事務は、厚労省からの要請に基づき実施し、第18、新型コロナウイルス感染症への対応に関する事業は、ワクチン接種費用の請求支払事務などを行いました。取扱状況は御覧のとおりです。

次に、41ページをお願いいたします。最下段、第21、ISO/IEC 27001 認証の維持・継続に向け取り組みました。

以上で事業報告の説明を終わります。

引き続きまして、各会計決算を出納課長から説明申し上げます。

○事務局 議決事項 2 から11の令和 4 年度各種決算につきましては、ただいま御覧いただいている別冊 2—2 の43ページから277ページにかけて決算数値を記載しておりますけれども、説明は本日机上に配布してございます資料 3、令和 4 年度東京都国民健康保険団体連合会各会計・勘定別決算概要により御説明申し上げます。

恐れ入ります、概要の 1 ページをお願いいたします。ここから 2 ページ目にかけて各会計・勘定別決算状況一覧表を載せております。各会計の総合計は 2 ページ目をお願いいたします。

こちらの下から 2 番目の合計欄の左から 2 列目、歳入の収入済額は 3 兆6,741億5,802万7,054円、予算現額に対する収入率は89.4%です。右の歳出の支出済額は 3 兆6,716億5,601万1,810円、執行率は89.4%です。

なお、最下段の再掲欄は、介護職員処遇改善支援事業及び福祉介護職員処遇改善支援事業分を除いた予算現額並びに収入支出済額を載せてございます。この支援事業の内容は、国によるコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、介護、障害福祉職員を対象に収入の 3 %程度引き上げるための措置を令和 3 年度政府補正予算における都道府県の事業として、東京都が本会へ支払事務などを委託して実施する事業となります。

3 ページ、4 ページは積立金の状況、5 ページ以降は各会計勘定の決算状況となっておりますが、以降は 1 ページから 4 ページで御説明申し上げます。恐れ入りますが、1 ページにお戻りをお願いいたします。

まず、表の見方ですが、中央が歳入、その右が歳出、右端が決算残額となります。この順番で御説明申し上げます。

それでは、一般会計の歳入の収入済額は88億8,247万5,866円、予算現額に対する収入率は62.6%です。一般会計の主な収入は、国保保険者に御負担いただいている会員負担金や繰入金、繰越金となります。続いて、右の歳出の支出済額は86億5,386万4,941円、執行率は61%です。主な支出は、広報宣伝費、保健事業費など、これら事業に従事する職員人件費や事務所維持管理費などです。

令和 4 年度は、介護職員処遇改善支援事業及び福祉介護職員処遇改善支援事業に関わる

歳入の都支出金と歳出の事業費が見込みよりも下回ったため、収入率、執行率ともに減少してございます。

なお、不用額につきましては、東京都に返還をしているところです。

歳入歳出差引残額2億2,861万925円は、決算残額として令和5年度へ繰越しいたします。

以降、各会計も同様に右端の決算残額を翌年度に繰越しいたします。

続きまして、診療報酬等審査支払特別会計業務勘定です。収入済額は139億4,569万9,891円、収入率は91.5%です。主な収入は、国保公費負担医療の審査支払手数料、共同電算基本処理手数料、審査支払事務に対する東京都補助金、そして繰入金、繰越金となります。収入済額の減少の要因は、新型コロナウイルスワクチン接種費用の支払代行に係る事務費が当初の見込みよりも減少したことによるものです。支出済額は132億4,022万9,069円、執行率は86.8%です。主な支出は、職員人件費や事務所維持管理費、電算委託管理費、積立資産への積立金などで、診療報酬以外の各会計の業務勘定も支出は同様ですので、以降の説明は割愛させていただきます。

次に、その下の4つの支払勘定は、保険者などから医療機関等へ本会を經由して診療報酬等を支払うものでございます。

4つ目の抗体検査等費用につきましては、風しん抗体検査費用や新型コロナウイルスワクチン接種費用において、当初の見込みよりも実績が下回る結果となりました。

なお、支払勘定の収入済額と支出済額はほぼ見合いとなっており、このほかの支払勘定も同様でございますので、以降の説明では割愛いたします。

次は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は90億4,110万1,578円、収入率は97.9%です。主な収入は、審査支払手数料や東京都後期高齢者医療広域連合からの事務委託金、繰入金、繰越金などです。支出済額は82億3,637万2,117円、執行率は89.2%です。

次は、特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は8億5,393万3,737円、収入率は126.4%です。主な収入は、特定健診・特定保健指導負担金や特定健診手数料、繰入金、繰越金などです。支出済額は5億893万9,244円、執行率は75.3%です。

次は、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計です。収入済額は16億102万8,029円、収入率は49%です。主な収入は、損保会社などからの損害賠償金受入金です。支出済額は16億81万4,566円、執行率は49%です。主な支出は、保険者などへの損害賠償

金支出金です。

2 ページをお願いいたします。柔道整復施術料等支払代行業務特別会計です。収入済額は214億6,642万4,689円、収入率は75.4%です。主な収入は、保険者などからの療養費等受入金、繰入金です。支出済額は214億6,593万6,075円、執行率は75.4%です。主な支出は、柔道整復施術所などへの療養費等支出金です。

次は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定です。収入済額は17億3,735万5,078円、収入率は96.8%です。主な収入は、審査支払手数料などの手数料や苦情処理支援事業に対する東京都補助金、繰越金です。支出済額は15億2,775万5,405円、執行率は85.1%です。

次は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定です。収入済額の3億4,445万3,885円は主に給付費等審査支払手数料で、収入率は93.8%。支出済額は3億306万2,481円、執行率は82.6%です。

次は、措置費支払代行業務特別会計業務勘定です。収入済額の4,636万1,182円は主に措置費支払代行手数料で、収入率は102.9%。支出済額は3,419万1,704円、執行率は75.9%です。

次は、退職金特別会計です。収入済額の8億5,103万9,057円は主に退職給付引当資産からの繰入金で、収入率は88%。支出済額は8億5,103万7,143円、主な支出は、定年等退職者25名分の退職手当金と退職給付引当資産積立金で、執行率は87.9%です。

3 ページをお願いいたします。こちらのページと4 ページの表は積立金の状況となります。

まず、左側の区分欄を御覧いただきまして、項番2以外の各積立資産は、国の通知により、平成26年度以降、国保連合会が保有できる積立資産として認められたもので、従来から保有している項番2の財政安定積立金と合わせて6つの資産を保有してございます。

4 ページをお願いいたします。一番下の合計欄、左から3列目の令和5年3月31日現在の残高は143億2,884万2,665円となっております。各積立金の残高は後ほどお読み取り願います。

以上、資料3をもちまして議決事項2から11までの単式簿記を用いた決算概要の説明は終わりまして、次の資料4、令和4年度東京都国民健康保険団体連合会各会計別収支計算書概要ですが、まず本会では、単式簿記の経理事務をしてございますが、国の通知により、単式簿記の会計処理の情報を複式簿記に当てはめまして財務諸表などを作成したものととなります。財務諸表の貸借対照表について御説明申し上げます。恐れ入ります、12ページを

御覧願います。

令和5年3月31日現在での一般会計や各特別会計をまとめた総合計は、表の左から2列目となっております。表一番左の科目でⅠ、資産の部といたしまして、現金預金などの流動資産、固定資産としまして、退職給付引当資産をはじめとした各積立資産の特定資産及びソフトウェアなど、その他固定資産を含めた資産合計は3,177億728万2,117円です。

次に、Ⅱ、負債の部といたしましては、リース債務などの流動負債と固定負債の退職給付引当金の負債合計は3,018億8,708万4,203円。

次に、Ⅲ、正味財産の合計金額は158億2,019万7,914円で、負債及び正味財産合計は、先ほど触れました表の中段にある資産合計と同額の3,177億728万2,117円になります。詳細の説明は省略いたしますが、決算の参考として後ほど御覧願います。

続きまして、次の資料5、令和4年度東京都国民健康保険団体連合会財務諸表（実費精算）決算概要についてですが、まず私ども国保連合会の経理事務につきましては、先ほども触れましたが、国の通知により保険者に御負担いただく手数料は、事務費実費に見合う額として算定し、年度末に剰余が生じた場合は、その額を翌年度の手数料の額から控除することとなっております。この剰余の額を翌年度の手数料から控除することを実費精算と称しております。こちらについて、資料5をもって実費精算の有無について御説明申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページの上段の1、財務諸表作成及び実費精算の経緯と、下段の2、実費精算額算出までの流れは参考としてお読み取りいただきまして、2ページをお願いいたします。

上段の3、各収益特別会計における差引額（収支差額）ですが、表の項番1、単式簿記による歳入歳出決算書の差引残額は、記載の各特別会計における業務勘定と支払勘定を合計した決算残額です。項番2は、項番1の単式簿記による決算情報を複式簿記に転記し作成した収支計算書の数値となりまして、最下段Cの次期繰越収支差額は、先ほどの項番1の差引残額と同額になります。

なお、実費精算の判定においては、網かけされたAの当期収支差額を基に、さらに厚労省から示された判定表を用いて再計算し、剰余の有無を判定いたします。その結果が下段の4、令和4年度実費精算額の表になりまして、5つの特別会計においてマイナス表示となり、すなわち剰余が生じず、実費精算が発生せず、翌年度の手数料から控除する額は生じなかったというものです。

以上が資料5の説明となりまして、最後に、次の資料6、令和4年度決算一般会計及び各特別会計業務勘定の合計がございますが、こちらは参考として表題の各会計勘定の主な歳出項目を集約した資料ですので、後ほど御覧願います。

以上で議決事項2から11の説明を終わります。

○理事長 御苦労さまでした。それでは、何か御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項の1から11は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項12、令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてを議題に供します。

事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2-1の17ページをお開き願います。議決事項12、令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正についてでございます。

はじめに、提案の趣旨です。国が実施する児童発達支援事業所等利用者に対する支援について、現在、就学前の障害児への支援として、事業所などを利用した際の負担額を3歳から5歳までの児童は無償とし、0歳から2歳までの児童で第2子の場合は半額になるなどの軽減措置が実施されております。

今般、東京都において、本年10月から独自の支援として、0歳から2歳の第2子以降の負担を無償とする追加の支援を開始することに伴い、東京都からの依頼に基づき、対象者のデータ抽出等を行うことから、東京都からの委託金を受け入れ、システム改修をするため予算補正を行うものであります。

21ページの事項別明細書をお願いいたします。左側の歳入です。4款、都支出金、2項1目、国民健康保険団体連合会委託金、科目を新設し、補正額は452万円となります。右側の歳出では、1款、総務費、1項2目、一般管理費を増額し、補正額は歳入と同額の452万円となります。

恐れ入ります、ここでお手元に配布してございます資料7を御覧願います。これは国の通知により、国保連合会に対して定められた財務諸表の1つ、収支補正予算書でございます。本日上程いたしました単式簿記による補正予算を複式簿記に置き換えたものでござい

ます。

表紙をおめくりいただきますと、表の欄外左上に会計名称を載せてございます。4ページの障害者総合支援法関係業務等特別会計を御覧願います。表の左から2列目に当初予算額を、その右側1つ飛ばして補正額（7月）として、ただいま上程しました補正予算をそれぞれ科目ごとに当てはめたものでございます。

恐れ入りますが、ページお戻りいただきまして、1ページ目を御覧願います。こちらには先ほどの報告事項2、理事の専決処分にて総務部長から御説明申し上げました、4月に行った診療報酬等審査支払特別会計の予算補正を載せてございます。内容につきましては先ほどと重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。後ほど御覧いただければと存じます。

以上、議決事項12、歳入歳出予算補正の説明を終わります。

○理事長 事務局の説明が終わりました。御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、議決事項12は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項13、診療報酬等請求事件に係る和解についてを議題に供します。

事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2—1、23ページをお願い申し上げます。議決事項13、診療報酬等請求事件に係る和解についてでございます。

提案の趣旨です。本会が係争中の事件において和解をするため、国民健康保険法第86条において準用する同法第27条第1項第7号の規定により、総会の議決を求める必要がございます。

25ページをお願いいたします。1、和解の相手方は医療法人社団■■■■、代表者理事長・■■■■氏です。

2、事案の内容です。(1)原告が大田区に開設、運営する保険医療機関から請求を受けた平成29年3月から同年9月診療分までの間に係る被保険者8名に対する診療報酬請求24件分のうち、夜間及び深夜往診加算の請求944万7,000円を本会が設置する診療報酬審査委員会の審査において減額査定を行いました。

減額査定の理由は、当該保険医療機関のレセプトを通覧審査した結果、連日にわたる同時刻での夜間及び深夜往診が多く、必要な詳記を求め返戻するも、具体的な内容の説明はなされませんでした。また、詳記から医師が往診する必要性が見受けられず、常駐の看護師等で対応が可能であると判断し、頻回な夜間等の往診を行っていることに対し、夜間往診加算543回、深夜往診加算8回を減額査定いたしました。

(2)主な争点です。①原告は、医師法第19条第1項の応召義務を主張しており、②被告である本会は、本件について医師が赴いて診療する必要性が詳記内容から見受けられないことを主張しております。

3、和解の内容でございますが、(1)被告は原告に対し、本訴の請求額944万7,000円のうち、本件診療報酬債務として88万7,000円の支払義務があることを認めるというものです。

以下、次の26ページまでの内容についてはお読み取りをお願いいたします。

和解案の提示に当たっては、裁判所から、医学的見地から見た診療行為の必要性についての考え方が示され、カルテに基づき診療の必要性があると認められる場合を除き、おおむね本会の主張が認められ、仮に和解が成立しない場合でも、判決も同様となる可能性が高いこと、本会顧問弁護士からも、本和解案については勝訴的内容である旨の見解が示されていること、さらには、審査委員会及び当該保険者等の理解が得られていることから、これらを総合的に判断した結果、和解案について本理事会に上程するものでございます。

なお、今後は、今月末に開催予定の総会において同議案を上程し、その議決をもって8月上旬に和解する方向で進めてまいりたいと考えております。

今後も保険者並びに審査委員の先生方の御理解と御協力をいただきながら、適正な審査業務に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上でございます。

○理事長 事務局の説明は終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、議決事項13は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項14、役員を選任についてを議題に供します。

事務局から説明いたします。

○事務局 恐れ入ります、議案書2—1、27ページをお願い申し上げます。議決事項14、役員の選任についてでございます。

本会役員の選任につきまして、別紙のとおり総会において役員の選任を求めるものでございます。

29ページをお願い申し上げます。次の通常総会におきまして、任期満了に伴います役員の改選を行います。

1の保険者を代表する役員につきましては、本会規約第21条に従い、同条の2第1項の定めによりまして、特別区、市町村、国民健康保険組合保険者をそれぞれの選挙区として選挙し、総会において選任することとなっております。その選挙結果につきましては、29ページ、30ページに記載のとおり、各選挙区から御報告を頂戴しております。

2の学識経験者である役員の理事4人、監事1人につきましては、総会において選任を求めることとしております。

以上、説明を終わります。

○理事長 事務局の説明は終わりました。御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、お諮りいたします。本案件を決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議決事項14は原案どおり決定いたします。

次に、議決事項15、通常総会の招集についてを議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 同じく議案書2—1、31ページをお願い申し上げます。議決事項15、通常総会の招集についてでございます。

第150回通常総会を令和5年7月31日月曜日午後2時から、こちらの会場、本会10階A会議室におきまして開催したいというものでございます。

以上でございます。

○理事長 それでは、原案のとおり通常総会を開催することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、本件につきましては、原案どおり決定することいたします。

議決事項は全て終了いたしました。ここで昨年11月の本理事会でも事務局から説明がありました、審査支払手数料等及び会員負担金について、その後の状況につきまして事務局から説明をいたします。

○常務理事　ここで少しお時間を頂戴いたしまして、審査支払手数料等及び会員負担金の見直しについて触れさせていただきます。お配りしております資料、審査支払手数料等及び会員負担金の見直しについて（案）を御覧願います。

お配りした資料の3枚目、右上に追加資料と記載のものは、昨年11月の本理事会でお示ししたもので、本会財政が厳しい状況のため、令和6年度以降の各種手数料の見直しが必要になることを御説明申し上げました。

今年度に入りまして、特別区、市町村の国保担当課長会や国保組合連絡協議会で、国保事業における令和6年度以降に御負担いただく各手数料や会員負担金における賦課方法の見直し案を御説明申し上げております。また、後期高齢者医療分の見直し案についても関係団体へ御説明申し上げてございます。

それでは、資料1枚目の6行目から御覧願います。現在、令和6年更改に向けた対応を行っておりますが、主な要因としては、クラウド化への移行や受付領域の共同利用の実現に向けた対応により、開発経費や保守運用費用の大幅な増額が見込まれております。

システム開発費は、国保連合会等が保有する積立資産等を充てても財源不足が生じることとなりましたが、これについては不足額に対して※書きの額が国庫補助として措置されました。

稼働後の保守運用費用も当面の間、増額することが見込まれており、これにつきましても国への財政支援を要請していく必要があると考えておりますが、先般、国保中央会から、システム更改に係る費用として厚労省等に国庫補助の要請をしたところでございます。

次に、本会の財政基盤の状況ですが、改革行程表の対応に伴う歳出経費の大幅な増加と、国保の被保険者数の減少により、本会手数料収入が減少していくことが見込まれ、大変厳しい状況にございます。

本会は、これまでも職員定数適正化計画による執行体制の整備やICTの活用促進による業務の効率化に努めてまいりましたが、安定的な事業運営、保険者サービスを継続するためには、保険者の皆様を取り巻く状況が厳しい中でのお願いとなりますが、各種手数料

の見直しや一般会計における会員負担金の賦課方法の見直しが必要な状況にありますことを御理解賜りますようお願い申し上げます。今後、必要経費の精査や経費削減等の取組を整理し、本年11月の大綱予算に向けて、上限単価の低減に取り組んでまいります。

続きまして、2ページ目を御覧願います。令和6年度の各種手数料の上限単価等の案でございます。国保及び後期の特別会計では、審査支払手数料、共同電算の基本手数料、レセプト管理手数料をそれぞれ記載のと通りの引上げをお願いするものでございます。

次に、下段の一般会計の会員負担金については、賦課方法の見直しとなります。現在の賦課方法、被保険者1人当たり単価に被保険者数を乗じた額を御負担いただいておりますが、6年度以降は3年間同額の賦課額とし、各保険者の賦課額は被保険者数を基に按分した額を御負担いただき、3年ごとに見直しを行う方法となります。

なお、保険者皆様の予算編成に当たりまして、現時点で提示可能な各手数料の単価等になりますが、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○理事長 ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、本件につきましては、7月31日の総会でも御説明をさせていただくこととさせていただきます。

閉 会 (～午後2時59分)

○理事長 以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。皆様方には大変多くの議題を長時間にわたりまして御審議賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして理事会を閉会させていただきます。御苦労さまでございました。ありがとうございました。